

【フランス】 インターネット違法ダウンロードを制限する法案の顛末

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* インターネットの利用が日常生活の一部になってきているが、同時に、インターネット上で違法なアプリケーションを用いて、デジタル形式の音楽や映画等をダウンロードし、さらには、それを他のインターネットユーザーと共有するという事態が生じている。こうした違法ダウンロードを制限し、そうした行為を行う者に対し裁判所の許可を得て罰則を科す法律が制定された。

立法の背景

映画及び文化産業助成研究所（IFCIC : Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles）の試算によれば、現在世界中で販売されている音楽 CD の 37%が違法ダウンロードの上で複製されている（注 1）。こうした現状を可能にしているのが P2P（Peer to Peer）と呼ばれる技術である。P2P とは、インターネットのネットワーク上にある多数の PC 端末同士で直接にデータを相互に送受信することができるシステムのことである。有名な P2P ソフトとしては、Winny、Share 及び Bittorrent 等がある。このようなシステムにより、著作物（主として音楽及び映画）が違法にダウンロードされ、不特定多数の者がそれを視聴することができることになる。

政府は、このような現状を受けて、2008 年 6 月 18 日、インターネットにおける創造物の頒布及び保護を促進する法案を、閣議を経て国会に上程した。政府がこの法案に対して緊急性を宣したため、下院（国民議会）での第 1 読会、上院（元老院）での第 1、第 2 読会を経た後、両院協議会が開かれた。そして、両院協議会で成案が作られ、上下両院での再度の審議を受け、可決された。しかし、その法案の内容につき、違憲の主張がなされたため憲法院に付託され、違憲と判断された条項が削除された。その後大統領の審署を受け法律として制定された（注 2）。

インターネットにおける創造物の頒布及び保護を促進する法案の内容

当該法案の主要な柱は、以下の 2 点である。

（1）インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の創設
インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関（Hadopi : Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur Internet）を創設する。この機関は、2006 年 8 月 1 日に成立した通称 DADVSI 法（注 3）によって作られた、システム間の相互運用性を保障する「技術的手段に関する規制機関」を包摂する独立規制機関である。その任務は、第 1 に、インターネット上におけるデジタル形式での著作物の合法的な提供の拡大及び促進である。第 2 に、著作権及び著作隣接権を有する著作物の非合法的な利用の監視である。この機関に対して、年間 670 万ユーロ（1 ユーロ 130 円として約 8 億 1 千万円）の予算が与えられる。

(2) 当該機関が強制処分を行うことができることに関する規定

当該法案は、Hadopi が違法なダウンロードを繰り返し行う者に対して強制処分を行うことができることを規定した。主として P2P 等のシステムによる違法ダウンロード及び複製を初めて行った者（すなわち、1 回目）に対しては、警告の電子メールが送付される。さらに 2 回目の同様の違法行為をした場合には、書留郵便で警告の手紙が送付される。さらに継続して 3 回目の違法行為を行った場合には、Hadopi は、インターネットプロバイダーに対し、その者のインターネットへの接続を強制的に切断することを命ずることができるというものである（こうした強制処分の形式は、一般に「3 ストライク制」と言われている）。しかも、インターネット接続ができないという理由で、インターネットプロバイダー会社に料金を支払わなくてもよいということではなく、継続して支払い続けなければならないと定められている。しかしながら、この切断期間は、当初は 1 年間とされていたが、コンセイユ・デタ（国務院）の意見を徴した後、3 か月から 1 年の間と処分規定が緩和された。

憲法院の違憲判決とその後

フランス第 5 共和国憲法第 61 条の合憲性審査手続きに従い、野党である社会党 (PS) を中心とした議員ら 60 名以上が、この法案が定める 3 ストライク制（特に、行政機関である Hadopi がインターネット接続を切断することを命令できる点）は違憲ではないかと主張し、憲法院に提訴した。

憲法院は、フランスにおける重要な法源であるフランス人権宣言第 11 条（「思想及び意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に話し、書き、印刷することができる。」）を引用し、インターネットにおける言論が昨今の自由な意見表明やそれに伴う政治参加の場になっていることを考慮し、市民がインターネットへ接続することは憲法が保障する人権の一つにあたると判じた（注 4）。したがって、Hadopi のような行政機関が一方的にインターネット接続の切断を行うのではなく、裁判所の判断の範囲内でのみ行い得るものであると判断され、そのような形で法律が制定された。

こうした憲法院の判断を受けて、クリスティーヌ・アルバネル（Christine Albanel）文化及びコミュニケーション相は、既に修正法案を策定することを表明している。

注

- (1) 上院・文化委員会での当該法律に関する審査報告書の記載による。“Rapport n° 53 (2008-2009) de M. Michel THIOLLIÈRE, fait au nom de la commission des affaires culturelles,” p.19.
- (2) Loi n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet
- (3) DADVSI 法とは、Loi n° 2006-961 du 1er août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information(情報社会における著作権及び著作隣接権に関する 2006 年 8 月 1 日の法律第 2006-961 号)のことである。
- (4) Décision n° 2009-580 DC du 10 juin 2009